

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

小郡市長

公表日

令和3年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	ア 事務の説明 給付等の対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会し、対象要件の適合性又は負担能力を確認するため、本人、配偶者又は同居家族の所得課税状況等を紹介する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的内容 小郡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続きで取り扱う。 ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・他法令による給付との調整 ・自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消、支給、審査及び支払い ・指定自立支援医療機関の選定 ・医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ・補装具の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消、支給、審査及び支払い ・障害支援区分の認定、変更認定
③システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバ ・行政基本システム

2. 特定個人情報ファイル名

心身障害者台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 番号法表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第7条、10条、12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部福祉課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	新様式への変更		新様式追加項目への記載	事後	
令和2年4月1日	I－7. 請求先	経営政策部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	事後	
令和3年7月15日	I－3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 番号法表表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和3年7月15日	I－4. ②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の20、53、108、109、110の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87、116の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第7条、10条、12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
令和3年7月15日	I－4. ②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 108、109、110の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 108、109、110の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う修正
令和3年7月15日	II－1 対象人数	平成27年8月26日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月15日	II－2 取扱者数	平成27年8月26日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	